

議第 81 号

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市看護師等修学資金貸与者の就業対象病院等を拡充するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

下呂市看護師等修学資金貸与条例(平成22年下呂市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 下呂市内で医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床を有する病院</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 看護師等養成所 法第20条第1号若しくは第21条第2号の規定に基づき<u>保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「規則」という。)</u>で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校、同法第21条第1号の規定に基づき<u>規則</u>で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は同法第20条第2号若しくは第21条第3号の規定に基づき<u>規則</u>で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所及び看護師養成所をいう。</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の償</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 看護師等養成所 法第20条第1号若しくは第21条第2号の規定に基づき<u>文部科学省令・厚生労働省令(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)</u>で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校、同法第21条第1号の規定に基づき<u>省令</u>で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は同法第20条第2号若しくは第21条第3号の規定に基づき<u>省令</u>で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所及び看護師養成所をいう。</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の償</p>

改正後	改正前
<p>還を免除する。</p> <p>(1) 看護師等免許を取得し看護師等養成所を卒業後、直ちに下呂市立病院等において看護師等の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（他の看護師等養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により看護師等の業務に従事できなかった期間を除く。）に達したとき。また、<u>下呂市立病院等の間で転職を繰り返した場合は、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の償還を猶予することができる。</p> <p>(1) <u>第8条第1項第3号から第7号まで</u>の規定により、修学資金の貸与決定が取り消された後も引き続き当該看護師等養成所に在学しているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>還を免除する。</p> <p>(1) 看護師等免許を取得し看護師等養成所を卒業後、直ちに下呂市立病院等において看護師等の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（他の看護師等養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により看護師等の業務に従事できなかった期間を除く。）に達したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の償還を猶予することができる。</p> <p>(1) <u>第8条第1項第3号から第7号</u>の規定により、修学資金の貸与決定が取り消された後も引き続き当該看護師等養成所に在学しているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の規定により、看護師等修学資金の貸与を受けている者及び下呂市立病院等に勤務している猶予決定通知を受けた者についても適用する。

【参考資料】

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市看護師等修学資金貸与者の就業対象病院等を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市立病院等に精神病床を有する病院を追加するものです。

(第2条関係)

(2) 下呂市立病院等の中で転職を繰り返した場合は、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とします。

(第9条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

(附則関係)